

第7編 業務(大月都留広域事務組合し尿処理場設置及び管理に関する条例)

○大月都留広域事務組合し尿処理場設置及び管理に関する条例

(昭和42年9月20日条例第1号)
改正 昭和63年7月11日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、」し尿処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 し尿処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大月都留し尿処理場	都留市田野倉1,130番地

(管理)

第3条 し尿処理場は常に最良の状態をもって衛生的に維持管理しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組規約(昭和40年大月都留衛生組規約第1号)の一部を改正する規約の施行の日から適用する。